

## 議案第69号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立皆生尚寿苑）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平井伸治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立皆生尚寿苑
- 2 指定管理者 鳥取市伏野2259番地43  
社会福祉法人鳥取県厚生事業団  
理事長 山本光範
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 理由 皆生尚寿苑の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、社会福祉法人鳥取県厚生事業団を指定管理者として指定しようとするものである。